

労働基準関係法令違反に係る公表事案

奈良労働局

最終更新日：令和5年10月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
新橿原警備保障	奈良県橿原市	R5.2.16	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R5.2.16送検
奈良県農業協同組合 新庄営農経済センター	奈良県葛城市	R5.3.14	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第427条	積み重ねられた荷の上で労働者に作業を行わせる際に、安全な昇降設備を設けていなかったもの	R5.3.14送検
(株)ヒラサワ住宅	奈良県奈良市	R5.3.24	労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第72条	立木の伐採作業を行わせるにあたり、移動式クレーンで労働者を運搬し、吊り上げて作業をさせたもの	R5.3.24送検
阪口製材所	奈良県吉野郡	R5.5.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第552条	工場内で労働者に作業を行わせるにあたり、架設通路に手すり、中棧等の墜落防止措置を講じていなかったもの	R5.5.18送検
西村林業	奈良県吉野郡	R5.6.15	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	急傾斜地で立木の伐採作業を行わせるにあたり、要求性能墜落制止用器具を使用させなかったもの	R5.6.15送検
西川プラスチック	奈良県香芝市	R5.8.31	最低賃金法第4条	奈良県最低賃金の適用を受ける労働者3名に対し、奈良県最低賃金額以上の賃金を支払わなかったもの	R5.8.31送検
(有)山勝木材店	奈良県橿原市	R5.9.8	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者にフォークリフトの運転の業務を行わせたこと	R5.9.8送検
ドミーアート(株)	大阪府大阪市住之江区	R5.9.15	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日未満の休業を要する労働災害が発生したのに、法定の期日までに労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R5.9.15送検
旭ビルド	大阪府東大阪市	R5.9.15	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日未満の休業を要する労働災害が発生したのに、法定の期日までに労働者死傷病報告書を提出しなかったもの	R5.9.15送検
シンワ精機(株)	奈良県桜井市	R5.9.22	労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第29条	工場内でクレーンを用いて荷の移動を行わせるにあたり、荷の下に労働者を立ち入らせたもの	R5.9.22送検
(株)真秀コールド・フーズ	奈良県五條市	R5.10.31	労働基準法第36条	労働者延べ38名に、月100時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせたもの	R5.10.31送検